第59章 定時株主総会招集ご通知



開催 日時 2024年6月19日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)

開催 場所 大阪市淀川区新北野一丁目2番3号本社3階会議室

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2024年6月18日 (火曜日) 午後5時30分まで

■ お土産廃止のお知らせ

株主総会会場にご来場くださる株主様と、ご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット 端末からもご覧いただけます。



https://s.srdb.jp/1762/ 直接

グループ憲章

1. 目標一致

髙松グループに属する各企業の目指す方向は同一である。

2. 独立尊重

髙松グループに属する各企業は互に独自性を尊重する。

3. 協力競争

髙松グループに属する各企業は互に協力と競争の調和をはかる。

4. 価値基準

髙松グループに属する各企業ならびにその役員および社員は 社益を価値判断の基準とする。ただし、これは信義則の範囲内とする。

グループフォーメーション (2024年4月1日時点)

高松グループは、建設業界において、M&Aを通じ成長を実現した数少ないグループです。髙松建設グループ8社、青木あすなろ建設グループ2社、みらい建設工業グループ3社、東興ジオテック、タカマツハウスグループ2社、タカマツハウス関西、米国現地法人の髙松CG USAおよび持株会社である髙松コンストラクショングループの19社で構成されています。(日本オーナーズクレジットは非連結子会社、また、下図に表示していないその他連結子会社が6社、持分法適用関連会社が2社有ります。)

今後も積極的に事業領域の拡大を目指します。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。このたびの令和6年能登半島地震により亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

ここに当社の第59回定時株主総会招集通知をお届けいたします。

高松グループは、「建設を通じて社会における相互補完の一翼を担う」との経営理念のもと、長期ビジョンである「高松グループ2030Vision」の実現に向け、現在、本年度で最終年度となる3カ年中期経営計画「共創×2025」に取り組んでおります。ますます多様化し、不透明感が増す環境下においても、グループの次なる時代を拓き、世の中に必要とされる価値を創造し続けることを念頭に、事業構造を変革し、新たな価値提供への基盤を構築しながら、更なる成長に向けて歩みを進めてまいります。そして社員一人ひとりのエンゲージメントを高め、お客様との信頼関係をさらに深めながら豊かな未来の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、髙松グループの発展に、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長 髙 松 浩 孝

経営理念 企業理念3ヵ条 建設を通じて わが社はステークホルダーに対し、利益の配分 を通じて高い評価を得ることを目指し、もって 社会における わが社ならびにグループトータルの企業価値の 1. 経営目標 増大をはかる。 相互補完の 経営目標達成のため、よりビックでよりハイプ 一翼を担う。 ロフィットなグループを目指す。ただし、不正や 2. 経営姿勢 不当な手段による社益の追求はもちろん、浮利 を追うなど利益第一主義に陥ってはならない。 グループ憲章の遵守をはかり、グループ各社の 経営を適切に指導し、もってグループ全体の発展 3. 存在意義 を诵じて社会に貢献することを使命とするホー ルディングカンパニーである。

証券コード: 1762 2024年5月29日 (電子提供措置の開始日2024年5月28日)

株主各位

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号

株式会社髙松コンストラクショングループ

代表取締役社長 髙松浩孝

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第59回(2024年3月期)定時株主総会招集ご通知」および「第59回(2024年3月期)定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.takamatsu-cg.co.jp



上記ウェブサイトにアクセスして、「株主・投資家の皆様へ」「株式・社債・株主総会」「株主 総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。 東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦 覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」(6ページから7ページ)をご高覧のうえ、2024年6月18日(火曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

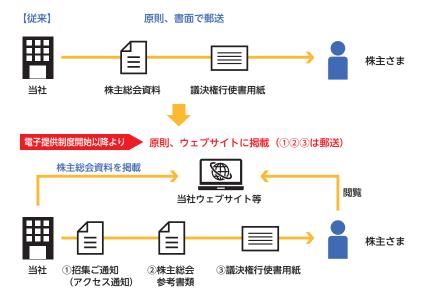
1 日 時	2024年6月19日(水曜日)午前10時(受付開始時刻午前9時30分)				
2 場 所	大阪市淀川区新北野一丁目2番3号 本社3階会議室 (末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)				
3 目的事項	報告事項 (1) 第59期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算 書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第59期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件				
	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件				

以上

- © ご来場の株主の皆様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますよう お願い申し上げます。
- ◎ 第59期期末配当金のお支払いについて当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、第59期に係る期末配当金として1株当たり55円をお支払いすること、および支払開始日を2024年6月20日とさせていただくことを決議いたしました。

【ご参考】電子提供措置(株主総会資料の電子提供制度)について

株主総会資料(株主総会参考書類・事業報告等)の電子提供制度が開始され、当社では、書面交付請求をいいただいた株主さまを除き、議決権を有する株主さまに株主総会資料を掲載するウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集ご通知(アクセス通知)と議案について記載した株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともにお送りしております。



会社法に定める株主総会資料の書面交付請求手続きを当社定時株主総会の基準日(3月31日)までにおこなうことができなかった株主さまで、同資料を書面でご希望される株主さまにつきましては、下記メールアドレスまでお申し込みをいただくことで、今回に限り書面でお受け取りいただくことが可能です。

受付期間 : 2024年6月11日(火)午後6時まで

受付先 : shomenmoushikomi@takamatsu-cg.co.jp

申込方法 :上記メールアドレス宛に、株主総会資料を書面でお受け取りになりたい旨および送付先の情報

(お名前、ご住所、電話番号)をご入力の上、ご送信ください。

次回以降もこれまでどおり書面でのお受け取りをご希望される場合は、書面交付請求手続きが必要です。お手続きについては、下部に記載の当社株主名簿管理人のみずほ信託銀行または口座を開設されている証券会社へお問い合わせください。

■株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-524-324 (電子提供制度専用ダイヤル)

(受付時間:土・日・祝祭日を除く午前9時~午後5時)

議決権行使についてのご案内

株主総会にご欠席の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。 なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があった ものとしてお取り扱いいたします。

議 決 権行使期限

2024年6月18日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコン、スマートフォン、タブレット端末等から、当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

議 決 権行使期限

2024年6月18日 (火曜日) 午後5時30分行使分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の場合

株主総会

- ●同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ●議事資料としてこの招集ご通知をご持参ください。



●代理人によるご出席の場合は、ご出席株主様ご本人の議決権行使書とともに代理権を 証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより本総 会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

株主総会 2024年6月19日(水曜日)午前10時

開催日時 (受付開始:午前9時30分)

インターネットによる掲載事項

- ■本招集ご通知は以下の当社ウェブサイトにも掲載しております。
- This Notice of the 59th Ordinary Shareholders Meeting is available on our website as written below.
- ■本招集ご通知の英訳版(ご参考資料) は当社ウェブサイト(英語)に掲載しております。
- ■English translation of this Notice is available on the following website for courtesy purpose.

https://www.takamatsu-cg.co.jp/eng/

- ■書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令および定款第15条の規定にもとづき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。
- ①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
- ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類は、書面交付請求を
- いただいた株主さまに対して交付する書面に記載の各書類のほか、上記①から③までの事項であります。
- ■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

□ 議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

議決権行使 みずほ 検索

右記QRコードからの アクセスも可能です。



議決権行使手順

2



議決権行使ウェブサイトに アクセス

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、 「次へすすむ」をクリック。

ログインする

「**議決権行使コード**」を入力し、 「**次へ**」をクリック。

※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」 に記載されております。



パスワードの入力

パスワード変更画面が出ますので、 「初期パスワード」を入力し、 株主様がご使用になる 「パスワード」を登録してください。

ご注意

- ■パスワードは、ご投票される方が株主 様ご本人であることを確認する手段で す。本株主総会終了まで、大切に保管 ください。パスワードのお電話等によ るご照会には、お答えすることができ ません。
- ■パスワードは一定回数以上間違えると ロックされ使用できなくなります。ロ ックされてしまった場合、画面の案内 に従ってお手続きください。
- ■議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認をおこなっておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- ■書面とインターネットにより二重に議 決権を行使された場合は、インターネ ットによる行使を有効な行使としてお 取り扱いいたします。
- ■インターネットで複数回議決権を行使 された場合は、最後の行使を有効な行 使としてお取り扱いいたします。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

10 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議 決権電子行使プラットフォームに参 加いたしております。

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、本株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問を専用ウェブサイトにてお受けいたします。

お寄せいただきました質問のうち、株主の皆様のご関心の高い質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただく予定です。

受付期間 2024年5月29日 (水) 10:00~2024年6月11日 (火) 17:00まで

下記ウェブサイトにログインのうえ、ご質問をご入力ください。

受付方法

https://q.srdb.jp/1762/



<事前質問に関する留意事項>

- ・ご入力に際し、氏名、株主番号など必要事項に不備があった場合は、受付いたしかねます のでご注意ください。
- ・ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いします。
- ・ご質問はお1人様、1問とさせていただきます。(500文字まで)
- ・承りましたご質問の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではございません。
- ・株主様への個別のご説明、ご連絡はおこないませんので予めご了承ください。

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会・取締役会の招集権者および議長を固定せず、取締役会の決議により柔軟に決定できるよう変更するものであります。

2. 提案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条	第14条
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、	株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、
取締役社長が招集し、その議長は取締役会の決議に基	取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこ
づき選任された者がその任に当たる。ただし、選任された者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序による取締役がその任に当たる。	れを招集し、議長となる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第23条	第23条
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、
取締役会長がこれを招集し、議長となる。	取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(削除)

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(11名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏	名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再 任	おかまつ	たかゆき 孝之		取締役名誉会長	100% (12/12回)
2	再 任	たかまつ 高松	たかよし 孝嘉		代表取締役副会長	100% (12/12回)
3	再 任	おかまつ	ひろたか 浩孝		代表取締役社長	100% (12/12回)
4	再 任	たかまつ	たかとし 孝年		代表取締役	100% (12/12回)
5	新 任	あさ い 浅井	哲		_	_
6	再 任	たかまつ 高松	ひでゆき 英之		取締役	100% (12/12回)
7	再 任	_{あおやま}	しげひろ 繁弘	社 外 独 3	立 取締役	100% (12/12回)
8	再 任	中原	ひで と 秀人	社 外 独 3	立 取締役	100% (12/12回)
9	再 任	つじ い 辻井	やすし 靖		取締役	100% (12/12回)
10	再 任	いしばし 石橋	のぶ こ 伸子	社 外 独 3	立 取締役	100% (12/12回)
11	新 任	選島	世爾	社 外 独 3	立 —	_

⁽注) 青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。 また、濱島健爾氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件をみたしており、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。

たか ゆき **再 任** 1937年9月27日生 (満86歳)

所有する当社株式数

3.960.700株

取締役会への出席状況 100%(120/120)

現在の当社における地位、担当

取締役名誉会長

略歴

1965年6月 当社代表取締役社長 1990年4月 当社代表取締役会長 2005年6月 当社取締役名誉会長(現任) 2008年10月 髙松建設㈱取締役名誉会長 (現任) 2013年6月 青木あすなろ建設㈱取締役(現任)



取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長、当社代表取締役会長等を歴任し、現在、当社取締役名誉会長に就いており ます。大所高所の立場から経営全般に助言をおこなうとともに、経営理念に沿った長期継続企業 を目指す視点に立ちグループの経営の監督を適切におこなっております。その豊富な経営経験と 高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断し、引き続 き取締役候補者といたしました。

考嘉 1967年2月6日生 (満57歳)

所有する当社株式数 321.245株

取締役会への出席状況 100%(120/120)

現在の当社における地位、担当

代表取締役副会長

略歴

1990年4月	当社入社	2015年6月	当社取締役専務執行役員グループ
2005年4月	当社社長室長		統括本部担当
2005年6月	当社取締役社長室長	2016年6月	当社代表取締役専務執行役員グル
2006年3月	当社取締役		ープ統括本部担当
2006年3月	㈱日本建商〔大阪府〕(現 髙松工	2017年4月	当社代表取締役副社長執行役員グ
	ステート㈱)取締役常務執行役員		ループ統括所管
2008年10月	髙松建設㈱執行役員経営企画室長	2017年6月	髙松建設㈱取締役
2009年8月	同社取締役執行役員本社統括	2019年6月	当社代表取締役副社長執行役員全
2011年4月	同社取締役常務執行役員本社統括		社統括兼グループ監査本部長
2013年4月	当社取締役常務執行役員管理本部	2021年4月	当社代表取締役副会長 (現任)
	担当		



取締役候補者とした理由

当社取締役社長室長、当社代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、代表取締役副会長に就 いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識により、グループ経営の監督を適切 におこなっており、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断し、引き 続き取締役候補者といたしました。

できます **海** 任 1971年2月28日生 (満53歳)

所有する当社株式数 292.472株

取締役会への出席状況 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

代表取締役社長、報酬委員会委員

2007年6月 当社取締役

略歴

2014年4月 やまと建設(株) 〔大阪府〕 (現 髙松 テクノサービス(株) 代表取締役副 **社長執行役員** 2015年6月 髙松建設㈱取締役常務執行役員 2016年4月 髙松建設㈱取締役専務執行役員 2017年4月 当社取締役専務執行役員グループ

戦略本部担当兼グループ経営戦略 室長 2017年4月 髙松建設㈱取締役 2018年4月 当社取締役専務執行役員グループ

戦略本部担当

2018年4月 髙松建設㈱代表取締役副社長執行 役員

2019年4月 当社取締役

2020年6月 青木あすなろ建設㈱取締役 (現任)

2021年4月 当社代表取締役社長グループ監査 本部管掌

2022年4月 当社代表取締役社長グループ経営 戦略本部・経営改革推進部管掌

2022年4月 髙松建設㈱代表取締役 2022年6月 髙松建設㈱取締役(現任)

2022年10月 当社代表取締役社長事業推進本

部・経営戦略本部管堂

2023年4月 当社代表取締役社長(現任)



取締役候補者とした理由

髙松テクノサービス㈱代表取締役副社長執行役員、髙松建設㈱代表取締役副社長執行役員等を歴 任し、現在、当社代表取締役社長および当社報酬委員会の委員に就いております。経営上重要な 事項について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとと もに、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献をはたしております。その豊富な経営経験と高い 見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断し、引き続き取 締役候補者といたしました。



たかとし **再任** 1970年9月6日生 (満53歳)

所有する当社株式数 297.872株

取締役会への出席状況 100%(120/120)

現在の当社における地位、担当

代表取締役、報酬委員会委員

略歴

1998年3月 当社入社

2005年6月 JPホーム㈱取締役東京本店長

2009年4月 同社代表取締役副社長

2010年6月 当社取締役

2012年4月 JPホーム㈱代表取締役社長

2013年6月 髙松建設㈱取締役

2014年4月 同社代表取締役副社長

2015年6月 同社代表取締役副社長執行役員

2016年4月 JPホーム(株)取締役会長

2017年4月 同社取締役

2018年4月 髙松建設㈱代表取締役社長(現任)

2020年6月 青木あすなろ建設㈱取締役(現任)

2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員

2024年4月 当社代表取締役 (現任)



重要な兼職の状況

髙松建設(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

JPホーム㈱取締役東京本店長、同社代表取締役副社長、同社代表取締役社長、髙松建設㈱代表 取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である髙松建設㈱代表取締役 社長、当社代表取締役および当社報酬委員会の委員に就いております。建設業界における豊富な 経営経験と高い見識を有しており、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるもの と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。





1963年2月8日生(満61歳)

所有する当社株式数

870株

現在の当社における地位、担当

副社長執行役員

略歴

1985年4月 ㈱協和銀行入行 2012年4月 ㈱りそな銀行執行役員首都圏地域 担当(西ブロック担当)

2016年4月 同行常務執行役員東京営業部長 2018年4月 同行専務執行役員東京営業部長

2019年4月 同行専務執行役員コーポレートビ ジネス部担当兼事業戦略サポート

2020年4月 同行代表取締役副社長兼執行役員 東日本担当統括

2023年6月 当社副社長執行役員(現任)

部担当



取締役会への出席状況

取締役候補者とした理由

㈱りそな銀行にて代表取締役副社長等を歴任し、現在、当社副社長執行役員に就いております。 その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせる ものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。





所有する当社株式数 343.472株

取締役会への出席状況 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

取締役執行役員グループ経営企画室長

略歴

2005年11月 ㈱たかまつ屋 (現 ㈱髙松フー 2016年6月 当社取締役 ド・クリエイト) 設立、代表取締 役計長

2021年2月 ㈱髙松フード・クリエイト取締役 会長 (現任)

2021年4月 髙松エステート㈱〔大阪府〕代表 取締役副社長執行役員

2022年10月 髙松エステート(株)代表取締役副社 長執行役員

2024年4月 当社取締役執行役員グループ経営 介画室長 (現任)



取締役候補者とした理由

㈱髙松フード・クリエイト代表取締役社長、髙松エステート㈱代表取締役副社長執行役員等を歴 任し、豊富な経営経験と高い見識を有しております。現在、取締役執行役員グループ経営企画室 長として、グループ経営基盤の強化に取り組んでおり、企業価値の持続的向上のためにさらなる 貢献をはたせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。





再 任 社 外 独 立



所有する当社株式数 7.753株

取締役会への出席状況 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

1969年4月 サントリー(株)入社

社外取締役、報酬委員会委員長、指名委員会委員

略歴

1994年3月 同社取締役洋酒事業部長 1999年3月 同社常務取締役マーケティング部 門・宣伝事業部担当営業推進本部

長

2003年3月 同計専務取締役経営企画本部長 2006年3月 同社取締役副社長酒類カンパニー 2018年4月 サントリーホールディングス㈱特 長

2009年2月 サントリーホールディングス㈱取 締役副社長

2010年3月 同社代表取締役副社長 2014年10月 同社代表取締役副会長

2015年4月 同社最高顧問

2016年6月 当社社外取締役 (現任)

別顧問



重要な兼職の状況

公益財団法人流通経済研究所理事長 H.U.グループホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

サントリー㈱取締役副社長、サントリーホールディングス㈱代表取締役副社長、同社代表取締役 副会長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な 利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいており、当社報酬委員会の委員長および 指名委員会の委員も務めていただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただく ことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候 補者といたしました。





再 任 社 外 独 立

1950年11月17日生(満73歳)

所有する当社株式数

取締役会への出席状況 100%(120/120)

現在の当社における地位、担当

社外取締役、報酬委員会委員、指名委員会委員

略歴

1973年4月 三菱商事㈱入社

2004年4月 同社執行役員欧州支社長

2006年4月 同社執行役員中国総代表

2007年4月 同社常務執行役員中国総代表

2009年6月 同社取締役常務執行役員コーポレ

一卜担当役員(地域戦略)、地域

開発管堂

2011年6月 同社代表取締役副社長執行役員

2016年4月 同社取締役

2016年6月 同社顧問

2018年6月 当社社外監査役

2019年6月 当社社外取締役(現任)



重要な兼職の状況

国立大学法人大阪教育大学理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三菱商事㈱代表取締役副社長執行役員等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有して おります。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいており、 当社報酬委員会および指名委員会の委員も務めていただいております。また、海外経験も豊富で あり、海外事業推進に対しても適切な助言をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のな い助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待されることから、引き 続き社外取締役候補者といたしました。





再 任

1959年3月8日生(満65歳)

所有する当社株式数 5.346株

取締役会への出席状況 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

1982年4月 ㈱青木建設入社

取締役

略歴

2011年4月 青木あすなろ建設㈱上席執行役員 大阪土木本店長

2015年4月 同社常務執行役員大阪土木本店長 2016年4月 同社常務執行役員東京土木本店長 2017年4月 同社専務執行役員十大事業本部統

括本部長兼東京土木本店長

2017年6月 同社取締役兼専務執行役員土木事

業本部統括本部長兼東京土木本店

長

2018年4月 同社代表取締役社長 (現任)

2018年6月 当社取締役

2019年6月 当社取締役退任

2020年6月 当社取締役 (現任)

2020年6月 髙松建設㈱取締役(現任)



重要な兼職の状況

青木あすなろ建設㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

青木あすなろ建設㈱専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長等を歴任し、現在、 当社グループの中核会社である青木あすなろ建設㈱代表取締役社長に就いております。建設業界 における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定 等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のために貢献をはたせるものと判断し、 引き続き取締役候補者といたしました。



再 任 社 外 独 立

1961年6月12日生 (満62歳)

所有する当社株式数 1.000株

取締役会への出席状況 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

社外取締役、報酬委員会委員、指名委員会委員

略歴

1989年4月 弁護士登録 1995年10月 井口・石橋法律事務所共同開設 2004年10月 弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表計員弁護十 (現仟)

2019年6月 当社社外監査役

2019年6月 ㈱上組社外取締役 (現任)

2020年6月 ㈱ふくおかフィナンシャルグルー プ社外取締役 監査等委員(現

2022年6月 当社社外取締役 (現任)



重要な兼職の状況

弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士 (株)上組社外取締役 (株)ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社報酬委員会および指名委員会の委員も務 めていただいております。今後とも法律の専門家として、当社との間に特別な利害関係のない独立し た立場から忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待される ことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

11 濱島

1959年1月3日生 (満65歳)

所有する当社株式数

取締役会への出席状況

略歴

1982年4月 ウシオ電機㈱入社

1999年4月 Ushio America, Inc.取締役社長 2014年10月 同社代表取締役社長

CEO

2000年11月 Christie Digital Systems, Inc. 2020年4月 同社特別顧問(現任)

取締役社長 CEO

2007年4月 同社グループ常務執行役員

2010年6月 同社取締役兼専務執行役員

2014年4月 同社代表取締役兼執行役員副社長

2019年4月 同社相談役

2020年6月 稲畑産業㈱社外取締役

2004年4月 ウシオ電機㈱上級グループ執行役 2022年6月 同社社外取締役 監査等委員会委

員長 (現任)

(株) エチレイ社外取締役 報酬諮問

委員会委員長 (現任)



重要な兼職の状況

稲畑産業㈱社外取締役(監査等委員会委員長) (株)二チレイ社外取締役(報酬諮問委員会委員長)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

産業機械等を扱うメーカーの経営者として、経営基盤の強化、グローバル化、新規事業領域への 展開等の豊富な経験と、海外現地法人において、長年にわたりM&Aやグループ企業再編に携わ るなど海外事業に関する見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立 場から忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待される ことから、新たに社外取締役候補者といたしました。

また、取締役選任が承認可決された場合は、報酬委員会および指名委員会の委員を委嘱する予定 としております。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、候補者 髙松孝之氏、青山繁弘氏、中原秀人氏、辻井靖氏および石橋伸子氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者 濱島健爾氏の選任が承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となることから、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

- 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害(訴訟費用等を含む)を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 3. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 4. 青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏および濱島健爾氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員 として届け出ております。また、濱島健爾氏は東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件をみ たしており、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。
- 5. 候補者 青山繁弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- 6. 候補者 中原秀人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。また、同 氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
- 7. 候補者 石橋伸子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
- 8. 候補者 石橋伸子氏は婚姻により井口姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の石橋姓でおこなっております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

	, 3, -	スキル							
氏	名	独立社外	① 企業経営	② サステナビ リティ	③ 法務・コンプ ライアンス・ リスクマネジ メント	財務・会計	⑤ 技術	⑥ 営業	⑦ グローバル
髙松	孝之								
髙松	孝嘉		•		•				
髙松	浩孝		•	•	•				•
髙松	孝年		•	•	•			•	
浅井	哲		•		•				
髙松	英之		•						
青山	繁弘		•						•
中原	秀人		•						•
辻井	靖		•	•			•		
石橋	伸子	•			•				
濱島	健爾	•	•	•					•

[※]上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役藤原利往氏および津野友邦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきま しては、監査体制の一層の強化および充実をはかるため1名増員し、監査役3名の選仟をお願い いたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 茶谷

健 1965年3月29日生 (満59歳)

所有する当社株式数

取締役会への出席状況

監査役会への出席状況

略歴

1988年4月 ㈱協和銀行入行 2017年4月 ㈱りそな銀行執行役員大阪地域担 当(南ブロック)兼奈良地域担当 兼独立店(和歌山支店)担当

2018年4月 ㈱埼玉りそな銀行取締役 2021年7月 SPK㈱執行役員



金融機関における豊富な経験と高い見識を有しております。幅広い知見と専門的な知識により、当社 との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない意見をいただくことで、その職務を適切 に遂行していただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。



友邦 1973年1月20日生 (満51歳)

再 任 社 外 独 立

所有する当社株式数

取締役会への出席状況 100%(12回/12回)

監査役会への出席状況 100%(12回/12回)

現在の当社における地位、担当

社外監查役

略歴

2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所

2006年6月 公認会計士登録

2007年7月 津野公認会計士事務所開業、代表 (現任)

2010年9月 税理士法人津野・倉本会計事務所

設立、代表社員

2016年6月 当社社外監査役 (現任)

2016年9月 いざなみ監査法人設立、代表社員 (現任)

2017年1月 いざなみ税理士法人設立、代表社 員 (現任)

2018年1月 ㈱いざなみ総研設立、代表取締役 (現任)

2022年1月 ㈱ソフトウェア・サービス社外監 査役 (現任)



重要な兼職の状況

津野公認会計士事務所代表 いざなみ監査法人代表社員 いざなみ税理士法人代表社員 ㈱いざなみ総研代表取締役 ㈱ソフトウェア・サービス社外監査役

社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士、税理士として幅広く活躍し、税務・会計に関する適切な知見を有しております。当社と の間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られることで当社の監査体 制の充実がはかれるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

株主総会参考書類







所有する当社株式数

取締役会への出席状況

監査役会への出席状況

略歴

1980年4月 サントリー(株)入社 2005年3月 同社財経本部長 2008年3月 同社取締役

2009年4月 サントリーホールディングス(株)執 行役員

2011年1月 同社常務執行役員

2016年3月 サントリー食品インターナショナ ル㈱取締役 常勤監査等委員

2021年3月 サントリーホールディングス㈱常

勤監査役

2023年3月 同社顧問・アドバイザー

2023年5月 ㈱ Mizkan Holdings社外監査役 (現任)



重要な兼職の状況

㈱Mizkan Holdings社外監査役

社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

食料品業界において取締役、監査役等を歴任されており、企業経営者として豊富な経験と高い知見を 有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない意見や、経営全般 の監視および有効な助言を期待し、新たに社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、候補者 津野友邦氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者 茶谷健氏および干地耕造氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

- 2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害(訴訟費用等を含む)を、当該保険契約により補填することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 3. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 4. 茶谷健氏、津野友邦氏および千地耕造氏は社外監査役候補者であります。 なお、当社は津野友邦氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。また、茶谷健氏および千地耕造氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件をみたしており、両氏の選任が承認可決した場合、独立役員として届け出る予定であります。
- 5. 候補者 津野友邦氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬額につきましては2004年6月29日開催の定時株主総会で報酬限度額を年間総額250百万円以内(決議時点の取締役員数は7名)、監査役の報酬額につきましては1997年6月25日開催の定時株主総会で報酬限度額を年間総額45百万円以内(決議時点の監査役員数は4名)とご承認いただき今日に至っておりますが、前回改定時から役員の構成を見直したこと、また、経済情勢や経営環境が変化し、取締役および監査役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮して、上記の報酬額を改定させていただくものであります。

2. 提案の内容

報酬額につきましては、取締役の報酬額を年額350百万円以内(うち社外取締役分80百万円以内)、監査役の報酬額を年額60百万円以内に、それぞれ改定させていただきたいと存じます。

また、本議案につきましては、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会の審議・答申を経ており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役の員数は11名(うち社外取締役4名)、監査役の員数は3名でありますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役の員数は引き続き11名(うち社外取締役4名)、監査役の員数は4名となります。

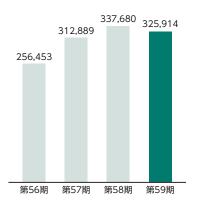
以上

(ご参考) 業績ハイライト

受注高(単位:百万円)

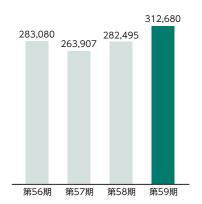
325,914_{EDFR} 312,680_{EDFR}

(前期比3.5%減)



売上高(単位:百万円)

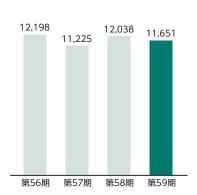
(前期比10.7%增)



営業利益(単位:百万円)

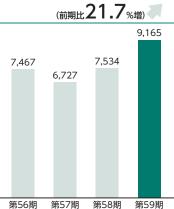
11,651gm

(前期比3.2%減)



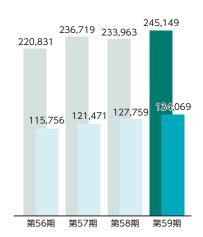
親会社株主に帰属する当期純利益(単位:百万円)

9,165₈₅₇₉

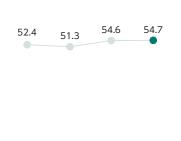


総資産/純資産(単位:百万円)

▲ 総資産 ▲ 純資産



自己資本比率(単位:%)



第56期 第57期 第58期 第59期

1 当社グループの現況に関する事項

● 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策の効果もあり、個人消費や雇用・所得環境に改善の動きがみられ、日経平均株価が史上最高値を更新するなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、エネルギー価格の上昇圧力や円安に伴う物価上昇だけでなく、中国経済の先行き懸念など海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、加えて、国際的な紛争などの不安要素が長期化し、景気の先行きが見通せない状況が続いております。

このような事業環境のもと、公共建設投資は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」、民間建設投資は、外部環境の回復基調を受けどちらも堅調に推移していますが、原材料価格や資機材価格の高騰や慢性的な建設労働者不足等に伴う建設コスト上昇の影響により、経営環境は予断を許さない状況が続いております。民間住宅投資は、政府の住宅支援策の継続や住宅ローンの変動金利が低位安定している一方で、固定金利は上昇し、建設コストの高止まりによる住宅価格への影響などから、新設住宅着工戸数は減少傾向が続いています。

このような状況のなか、当社グループにおいては、当連結会計年度の受注高は325,914百万円(前期比3.5%減)となりましたが、売上高については312,680百万円(前期比10.7%増)と過去最高となりました。利益につきましては、営業利益は11,651百万円(前期比3.2%減)、経常利益は11,310百万円(前期比3.9%減)となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は9.165百万円(前期比21.7%増)となりました。

連結業績ハイライト

売上高

3,126億80百万円 前期比10.7%增

経常利益

113億**10**百万円 前期比3.9%減

営業利益

116億**51**百万円 前期比3.2%減

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

91億65百万円 前期比21.7%增

なお、当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。 (単位:百万円)

		前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度 受 注 高	当連結会計年度 売 上 高	翌連結会計年度 繰 越 高
建設事業	建築事業	306,799	159,570	150,403	315,966
建 設 爭 耒	土木事業	113,665	103,114	99,559	117,220
āt		420,465	262,685	249,963	433,186
不動産事業		2,685	63,229	62,716	3,198
合 計		423,151	325,914	312,680	436,385

2 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

3 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,143百万円であり、その主なものは、当社グループの東京事務所ビルの備品であります。

- 4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- 5 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- **⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

8 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「共創×2025」の2年目にあたる2024年3月期において、主に資源価格の高騰および慢性的な建設労働者不足にともなう建設コスト上昇や不確実な通貨動向の影響などにより、計画を下回る業績となりました。

このようななか、当社グループは、引き続き建設請負事業を伸ばしつつ、より高い成長が見込まれる川上領域にあたるソリューション提供型事業に進出するとともに、川下領域においてはストックビジネスの強化を推進することで、事業ポートフォリオの最適化をはかり、それらにともなうグループ組織の再編と機能の強化をより一層加速させ、収益向上に取り組んでまいります。また、労働力確保においては、建設DX化等による生産効率改善を追求しつつ、外国人採用を始めとする多様な採用活動を展開していくことで、現在のような環境においても、業績の回復および持続的に企業価値を向上できるような基盤づくりに努めてまいります。そして、それら活動の礎となる、多様な人材が活躍できる環境の整備や次世代リーダーの育成の強化に取り組むとともに、社員一人ひとりが自己実現できるような働き方を目指し「トップクラスのホワイト企業」へ挑戦してまいります。

これらの取組みにより、当社グループは、より一層の事業成長を目指し、地域のあらゆる 人々の「もの」と「こころ」の幸せにつながる『循環型・持続型社会インフラ』の創生に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9 企業集団の財産および損益の状況の推移

			第56期 (2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)	第57期 (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)	第58期 (2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)	第59期 (当連結会計年度) (2023年4月1日から (2024年3月31日まで)
受	注	高(百万円)	256,453	312,889	337,680	325,914
売	上	高(百万円)	283,080	263,907	282,495	312,680
経	常 利	益(百万円)	12,112	11,490	11,768	11,310
親会社当	上株主に帰属 期 純 利	する 益(百万円)	7,467	6,727	7,534	9,165
1株	当たり当期	月純利益(円)	214.48	193.22	216.38	263.25
総	資	産 (百万円)	220,831	236,719	233,963	245,149
純	資	産 (百万円)	115,756	121,471	127,759	134,069

- (注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除)にもとづき算出しております。
 - 2. 第57期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第57期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

⑩ 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
髙 松 建 設 ㈱	5,000 百万円	100.0%	建築工事
青木あすなろ建設㈱	5,000 百万円	100.0	土木・建築工事
Takamatsu Construction Group USA,Inc.	43,100 千米ドル	100.0	不動産事業
みらい建設工業㈱	2,500 百万円	100.0	港湾・海洋・土木・建築工事
髙松テクノサービス㈱	300 百万円	(100.0)	リフォーム・メンテナンス工事
髙松エステート㈱	300 百万円	(100.0)	建物管理・不動産総合コンサルタン ト
(株) 金 剛 組	300 百万円	(100.0)	社寺建築工事
タカマツハウス㈱	300 百万円	100.0	木造戸建関連事業の企画・販売
大 昭 工 業 ㈱	300 百万円	(100.0)	建築・土木工事
(株) 中村社 寺	100 百万円	(100.0)	社寺建築工事
㈱ミブコーポレーション	100 百万円	(100.0)	不動産仲介および売買
タ カ マ ツ ビ ル ド ㈱	100 百万円	_ (100.0)	木造戸建住宅事業・木造集合住宅事業
タカマツハウス関西㈱	100 百万円	100.0	木造戸建関連事業の企画・販売
(株) 住 之 江 工 芸	98 百万円	(100.0)	インテリアリフォーム
青木マリーン㈱	90 百万円	(100.0)	海洋土木工事
(株) 島 田 組	85 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査・一般土木工事
東興ジオテック㈱	80 百万円	100.0	法面保護・地盤改良工事・耐火工事
(株) エ ム ズ	40 百万円	(90.0)	リノベーション工事
㈱ ア ク セ ス	40 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査
T S K ハ ウ ジ ン グ ㈱	20 百万円	(100.0)	木造建築事業

- (注) 1. 資本金順、同額の場合は設立(当社グループへの参入日)順で記載しております。
 - 2. () 内表示については、間接所有を含めた議決権比率を示しております。
 - 3. タカマツハウス関西㈱は、2023年4月14日付でタカマツハウス㈱〔大阪府〕から商号変更いたしました。

1 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社24社、持分法適用関連会社2社により構成され、建築事業、土木事業および不動産事業を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する事業をおこなっております。

12 主要な事業所(2024年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 社 大阪市淀川区新北野一丁目2番3号東京 本 社 東京都港区芝四丁目8番2号

② 主要な子会社の事業所

建 設 髙 松 青木あすなろ建設㈱ Takamatsu Construction Group USA.Inc. みらい建設工業㈱ 髙松テクノサービス㈱ 髙松エステート 余 タカマツハウス 昭 I 林 汁 中 ㈱ミブコーポレーション タカマツビルド㈱ タカマツハウス関西㈱ 住 之 江 T 木マリー 東興ジオテック (株) 工 ズ Δ TSKハウジング㈱ 大阪市淀川区 東京都港区 米国ニューヨーク州 東京都港区 大阪市淀川区 大阪市淀川区 大阪市天王寺区 東京都渋谷区 大阪府高槻市 愛知県一宮市 東京都渋谷区 横浜市西区 大阪市淀川区 大阪市淀川区 東京都港区 大阪府八尾市 東京都中央区 東京都中央区 大阪府八尾市 大阪府高槻市

(2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業	員	数	前連結会計年度末比増減
4,	392名		102名増

- (注) 従業員数は就業人員であります。
 - ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
64名	13名増	47.5歳	11.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、執行役員は含まれておりません。
 - 2. 平均勤続年数の算定にあたり、グループ会社からの転籍者および出向者は各社における勤続年数を通算しております。

借	入	先	借	入	額
(株)	りそな銀行			2,000百万	円
(株)	みずほ銀行			2,000百万	円
(株)	三菱UFJ銀行			2,000百万	———— 円

⑤ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告

2 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 普通株式 52,800,000株

② 発行済株式の総数普通株式34,818,578株(うち、自己株式36 株)

3 株主数 29,862名

4 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
㈱三孝社				4,800	千株			13.8	3 %
髙松孝之				3,960				11.4	ļ.
合同会社孝英社				2,700				7.8	3
日本マスタートラス	スト信託銀行㈱(信託	ED)		2,465				7.1	
髙松孝育				2,112				6.1	
合同会社孝兄社				1,780				5.1	
㈱孝				1,226				3.5)
㈱りそな銀行				810				2.3	3
㈱みずほ銀行				618				1.8	}
髙松コンストラクシ	ショングループ社員持	持株会		551				1.6)

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

● 取締役および監査役の状況(2024年3月31日現在)

会	社	ات	おけ	る	地	位	氏			名	担	当	お	ょ	Q,	重	要	な	兼	職	の	状	況
取	締	役	名	誉	会	長	髙	松	孝	之													
代	表	取	締	役	会	長	吉	武	宣	彦													
代	表	取	締 役	三副	会	長	髙	松	孝	嘉													
代	表	取	締	役	社	長	髙	松	浩	孝													
代	₹	Ę	取	紹	Ť	役	髙	松	孝	年	髙松	建設	3(株)什	表印	又締犯	<u> </u>	旻						
取			締			役	萩	原	敏	孝	(株)儿	\松塾	半作列	「顧問	5								
取			締			役	青	ılı	繁	34	公益	財団	は法人	(流道	1経	斉研?	究所	理事	長				
4X 			ψη			1×	Ħ	Ш	杀	74	H.U	.グル	レーフ	プホー	-ル .	デイ	ング	ス(株)	社外	取締	役		
取			締			役	髙	松	英	之	髙松	ノエン	ステー	- (#	*)代	を取る	締役	副社	長執	行役	員		
取			締			役	中	原	秀	人	国立	大学	全法人	、大队	取教育	う大	学理	事					
取			締			役	辻	井		靖	青木	あす	トなる	3建記	足(株)イ	表出	取締:	役社	長				
取			締			役	石	橋	伸	子	(株)上	<u>:組</u> 社 、くま	告人を 上外耳 3かっ	又締名	Ž								監査
常	葟	t)	監	1	Ī	役	藤	原	利	往													
常	葟	t)	監	1	Ī	役	角	\blacksquare		稔													
監			査			役	津	野	友	邦	いさ いさ (株)し	がな <i>み</i> がな <i>み</i> いざた	会計 火監査 火税理 いみが いつコ	登法ノ 里士注 総研作	\代ā 法人(代表)	支社 5 七表 収締	員 社員 役	外監	查役	·			

事業報告

- (注) 1. 取締役萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役藤原利往氏および津野友邦氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏ならびに監査役藤原利往氏および津野友邦氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役津野友邦氏は、公認会計士として税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
 - 6. 2024年3月31日付および2024年4月1日付で以下のとおり会社における地位ならびに担当および 重要な兼職の状況において異動がありました。
 - ・取締役髙松英之氏は、2024年3月31日付で兼職する髙松エステート㈱代表取締役副社長執行役員 を退任し、2024年4月1日付で当社取締役から当社取締役執行役員となりました。

[ご参考] 2024年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。 (※印の執行役員は取締役を兼務しております。)

会	社(こお	ける	る地	位	E	£		ź	\$	担 当
社	長	執	行	役	員	*	髙	松	浩	孝	
副	社	長幸	孰 行	役	員		浅	井		哲	
常	務	執	行	役	員		島	林	正	弘	グループ内部監査部管掌
執		行	役		員	*	髙	松	英	之	グループ経営企画室長
執		行	役		員		小	Ш	卓	也	グループ事業推進本部長
執		行	役		員		不	破	徳	彦	グループ経営管理本部管掌

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が 法令違反の行為であることを認識しておこなった行為に起因して生じた損害の場合には填補 の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給 人数	報酬等の総額	摘 要
取締役	名 12	百万円 249	取締役報酬限度額は年額250百万円以内 決議時点の取締役は7名 (2004年6月29日開催定時株主総会決議)
監査役	4	29	監査役報酬限度額は年額45百万円以内 決議時点の監査役は4名 (1997年6月25日開催定時株主総会決議)
合 計	16	279	

(注) 報酬等の総額は、当社支払額を記載しております。

5 社外役員に関する事項

			氏			名	主 な 活 動 状 況
取	締	役	萩	原	敏	孝	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。
取	締	役	青	Ш	繁	3 4	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の報酬委員会の委員長および指名委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。
取	締	役	中	原	秀	人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。 また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。
取	締	役	石	橋	伸	子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席し、弁護士としての幅広い知見と専門的な見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。

事業報告

					氏			名	主	な	活	動	状	況
常	勤	監	查	役	藤	原	利	往	に出席 た知識 ります また、	まし、出身 戦・見地か け。 監査役会	∄分野であ いら適宜質 ≩12回の	ある金融機 質問し、乳 うち12回	機関を通り 発言をおる 回に出席り)うち12回 して培われ こなって 監査に し、こな
監		査		役	津	野	友	邦	に出席適宜質また、	まし、主に 間し、発 監査役会	公認会記 注言をおる 全12回の	†士として こなってお うち12回	ての専門的 うります。 回に出席し)うち12回 肉見地から し、監査に なっており

6 社外役員の報酬等の総額

				支 給 人 数	報酬等の総額	子会社からの役員報酬等
社	外	役	員	6名	83百万円	16百万円

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議いたしました。

1. 業務執行をおこなう取締役の報酬

取締役会で定めた役員基本報酬制度および役員賞与制度にもとづき、責務の重さ等を考慮して役職毎に定めた基本報酬に役員賞与を加算した報酬額について、取締役会は業務執行取締役の当該報酬額が相当かどうかを検討したうえで個人別の報酬額を決定するよう代表取締役社長髙松浩孝に一任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価をおこなうには代表取締役社長が最も適しているためであります。代表取締役社長が委任された権限は、報酬委員会において、役員間の公平性、貢献度、会社業績等を踏まえて審議をおこない報酬額を決定することとしており、これを事前確定届出給与としております。なお、この事前確定届出給与のうち、基本報酬部分については毎月、役員賞与部分については7月に支払っております。代表取締役社長は取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、独立社外取締役を含む報酬委員会において審議したうえで決定することにより、報酬額の内容の適正が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 業務執行をおこなわない取締役の報酬

個人別の報酬額の決定につき取締役会の一任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会において各役員の社会的地位および貢献度について審議をおこない、あらかじめ決定した定期同額給与としております。代表取締役社長は取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、独立社外取締役を含む報酬委員会において審議したうえで決定することにより、報酬額の内容の適正が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 取締役の報酬限度額

取締役の報酬総額は、株主総会にて承認を得た範囲内としております。 なお、株主総会で承認された取締役の報酬総額の限度額は以下のとおりです。 取締役報酬限度額:年額250百万円以内(2004年6月29日定時株主総会決議)

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		۷	10百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額		10)9百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の 妥当性を前年度実績の検証と評価等にもとづき精査し、また報酬の前提となる見積りの算出根拠の妥 当性を精査した結果、ともに相当であると考え、会計監査人の報酬等の額について同意いたしまし た。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 支払額には消費税等を含めておりません。

3 非監査業務の内容

子会社の内部統制報告制度助言

4 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付け、永続的な発展に向けた経営基盤の強化拡充と、着実な株主還元の最適なバランスをはかる規律ある資本政策を遂行することを基本方針としています。また、中期経営計画「共創×2025」(2023年3月期~2025年3月期)の対象年度においては、累進配当を基本方針とし、年間の1株当たり配当金額の下限を70円に設定し、業績に連動した利益還元をおこなうこととしています。

当期(2024年3月期)の配当金につきましては、2024年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が9,165百万円と期初の予想を上回ったことを踏まえ、1株当たり年間配当金を期初予想の77円からさらに5円増額となる82円(配当性向31.1%)といたしました。

次期(2025年3月期)の配当金につきましては、1株あたり82円(配当性向35.7%)を予定しております。内部留保資金につきましては、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに今後の事業展開に役立てる等、中長期的な視点で有効に活用してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第59期 (2024年 3 月31日現在)
資産の部	
流動資産	179,605
現金預金	26,785
受取手形・完成工事未収入金等	97,248
販売用不動産	28,005
未成工事支出金	1,573
不動産事業支出金	18,209
未収入金	4,972
その他	2,911
貸倒引当金	△100
固定資産	65,543
有形固定資産	46,880
建物・構築物	15,702
機械・運搬具・工具器具備品	2,353
船舶	988
土地	27,733
リース資産	88
建設仮勘定	13
無形固定資産	1,610
のれん	676
その他	933
投資その他の資産	17,053
投資有価証券	7,982
繰延税金資産	6,628
その他	2,640
貸倒引当金	△198
資産合計	245,149

科目	第59期 (2024年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	81,436
工事未払金	29,779
短期借入金	6,000
未払法人税等	2,804
未成工事受入金	28,982
完成工事補償引当金	730
賞与引当金	4,311
その他	8,828
固定負債	29,642
社債	15,000 231
再評価に係る繰延税金負債 繰延税金負債	505
船舶特別修繕引当金	65
退職給付に係る負債	11,728
を配合されている。	2,110
負債合計	111.079
純資産の部	,025
株主資本	133,619
資本金	5,000
資本剰余金	797
利益剰余金	127,822
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	405
その他有価証券評価差額金	275
土地再評価差額金	△1,242
為替換算調整勘定	1,089
退職給付に係る調整累計額	282
非支配株主持分	43
純資産合計	134,069
負債純資産合計	245,149

連結損益計算書

(単位:百万円)

		(単位:日月17月)	
科目	第59期 (2023年4月1日から2024年3月	第59期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	
売上高			
完成工事高	249,963		
不動産事業売上高	62,716	312,680	
売上原価			
完成工事原価	215,463		
不動産事業売上原価	54,164	269,628	
売上総利益			
完成工事総利益	34,499		
不動産事業総利益	8,552	43,052	
販売費および一般管理費		31,400	
営業利益		11,651	
営業外収益		·	
受取利息および配当金	106		
為替差益	248		
受取賃貸料	92		
その他	176	624	
営業外費用			
支払利息	189		
持分法による投資損失	608		
支払手数料	30		
その他	137	965	
経常利益	-	11,310	
特別利益		,	
固定資産売却益	5		
投資有価証券売却益	1,426	1,431	
特別損失		, -	
固定資産除却損	108		
事務所移転費用	554		
退職給付費用	194	857	
税金等調整前当期純利益	.51	11,884	
法人税、住民税および事業税	4,663	,	
法人税等調整額	△1,951	2,711	
当期純利益	.,,551	9,173	
非支配株主に帰属する当期純利益		7	
親会社株主に帰属する当期純利益		9,165	
		5,105	

計算書類

貸借対照表

第59期 (2024年3月31日現在) 科目 資産の部 44,109 流動資産 8,015 現金預金 1.058 販売用不動産 32.814 関係会社短期貸付金 2,237 その他 △16 貸倒引当金 63,340 固定資産 33.758 有形固定資産 12.870 建物・構築物 271 機械装置・運搬具 396 工具器具・備品 23 リース資産 20.195 十地 35 無形固定資産 29,547 投資その他の資産 102 投資有価証券 27,329 関係会社株式 2,044 関係会社長期貸付金 72 その他 \triangle 1 貸倒引当金 資産合計 107,450

科目	第59期 (2024年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	59,840
短期借入金	6,000
リース債務	7
預り金	53,489
未払法人税等	18
不動産事業受入金	25
賞与引当金	74
その他	223
固定負債	15,924
社債	15,000
リース債務	18
再評価に係る繰延税金負債	40
退職給付引当金	66
未払役員退職金	500
長期預り保証金	299
負債合計	75,765
純資産の部	
株主資本	32,988
資本金	5,000
資本剰余金	272
資本準備金	272
利益剰余金	27,716
利益準備金	978
その他利益剰余金	26,738
繰越利益剰余金	26,738
自己株式	△ 0
評価・換算差額等	△1,303
土地再評価差額金	△1,303

(単位:百万円)

31,685

107.450

純資産合計

負債純資産合計

損益計算書 (単位: 百万円)

科目	第59期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	
売上高		
不動産事業売上高	1,291	
関係会社受取配当金	5,378	6,669
売上原価		
不動産事業売上原価		1,209
売上総利益		5,459
販売費および一般管理費		1,909
営業利益		3,549
営業外収益		
受取利息および配当金	216	
為替差益	246	
その他	15	478
営業外費用		
支払利息	212	
社債利息	57	
支払手数料	30	299
経常利益		3,728
特別損失		
関係会社支援損	350	
事務所移転費用	259	
固定資産除却損	0	609
税引前当期純利益		3,118
法人税、住民税および事業税		5
当期純利益		3,113

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社髙松コンストラクショングループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 美 樹業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社髙松コンストラクショングループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社髙松コンストラクショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査報告書

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社髙松コンストラクショングループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 美 樹業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社髙松コンストラクショングループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査報告書

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の社員等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および社員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社髙松コンストラクショングループ 監査役会 常 勤 社 外 監 査 役 藤 原 利 往 印 常 勤 監 査 役 角 田 稔 印 社 外 監 査 役 津 野 友 邦 印

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会開催日時

2024年6月19日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前 9 時30分)

会 場

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号

本社3階会議室

電話:06-6303-8101 (代表)



交通のご案内

阪急電鉄

「十三」駅 西口出口から徒歩約3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。







